

「技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年12月12日から平成27年1月10日までの間、「技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、15件の御意見を頂きました。

「技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第3号）

2 命令等の案を公示した日

平成26年12月12日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	15件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	11件
電子メール	1件
F A X	1件
郵 送	2件

「技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則案に対する御意見について

(1) 技能講習の修了認定の基準の見直し

これについては、改正案に賛成する御意見のほか、改正案に反対する御意見として、

教習射撃の合格基準より甘く、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）にある射撃技能の維持向上義務が有名無実化してしまう。

との御意見がありました。

今回の改正は、技能講習について、都道府県公安委員会又は教習射撃指導員（以下「指導員等」という。）の指導を受けながら受講することを原則とした上で、その内容についてもより実践的な、実際に猟銃を使用する状況に近い形で実施することとし、受講者が3年に1度、今回の改正後の講習を受けることで、猟銃の基本的な操作の確認や射撃技能の維持向上を図ることができるようにするとともに、実際に猟場等で使用する際の事故防止に直結する内容に改めているものです。

(2) 講習時間

これについては、

講習時間を1時間以上としてほしい。

との御意見がありました。

今回の改正では、ライフル銃等技能講習における射撃回数が減っていますが、指導員等の指導を受けながら射撃を行うこととしており、指導のために十分な時間を確保することから、講習時間については引き続き2時間以上としたものです。

(3) 操作講習の講習事項

これについては、

「模擬弾の装填及び脱包」については、実包との見分けが困難であるから、

「装填及び脱包を想定した挙動を実施」に変更してほしい。

「照準及び空撃ち」については、銃の破損のおそれがあることから、「照準及び空撃ちを想定した挙動の実施」に変更してほしい。

との御意見がありました。

模擬弾の装填及び脱包については、模擬弾で実弾の装填と同じ動作をすることが実際の猟場での事故防止につながると考えられます。

また、照準及び空撃ちについては、事前に銃の点検や手入れを行えば破損のおそれは低く、実際に射撃を行う前に射撃姿勢等を確認することでよりの確な指導を可能とすることから、これを実施することとしています。

(4) ライフル銃等射撃講習における射撃姿勢

これについては、

その他の射撃姿勢について、具体的な実施方法を明示して頂きたい。

との御意見がありました。

御意見を踏まえ、射撃姿勢については立射、膝射、伏射又は肘射とし、それぞれの射撃姿勢について依託射撃を可能とすることを明示することとします。

2 現行の技能講習に対する御意見について

現行の技能講習に対する御意見として、

ライフル銃と散弾銃に係る技能講習をどちらか一方のみ受けなければならないことにしてほしい。

散弾銃でスラッグ弾を撃つ場合の位置付けを明らかにしてほしい。

技能講習を銃種ごとではなく銃ごとに実施すべき。

猟銃の点検及び分解結合について、分解結合できる銃に限定してほしい。

散弾銃射撃講習を全日本指定射撃場協会が制定しているJルールで行ってほしい。

銃刀法第5条の5第1項「その管轄区域に住所を有する者」を削除して、全国どこの射撃場でも受講が可能としてほしい。

との御意見がありました。

銃刀法は、所持している猟銃の種類に応じて技能講習を受けることを求めており、ライフル銃と散弾銃ではその標的も異なることから、ライフル銃と散弾銃を両方所持する者はそれぞれの技能講習を受けなければならないこととしています。他方、同種の猟銃を複数所持する者が所持する全ての銃について技能講習を受けなければならないとすると負担が重くなりすぎることから、そのいずれか一つを用いて受講すれば足りることとしています。なお、散弾銃ではスラッグ弾を撃つことも可能ですが、実包の種類ではなく、あくまで猟銃の種類に応じて散弾銃の技能講習を受講していただいているところです。

また、実際の講習においては、分解結合できない銃については分解結合を求めず、点検のみを行っているところです。

さらに、散弾銃射撃講習をJルールで行う要望については、全日本指定射撃場協会が制定しているJAPANルール(いわゆるJルール)においては、トラップ射撃において1回につき標的を3個ずつ放出することとなっており、このような方法では指導員等の指導を受けずに連続して射撃することとなるため、指導を受けながら受講することに重点を置くこととした今回の改正の趣旨に合致せず、これを導入することは困難です。

最後に、全国どこの射撃場でも受講が可能としてほしいとの要望については、技能講習については都道府県公安委員会が実施主体となるため、これを導入することは困難です。

3 その他

改正案の内容に対する御意見ではありませんが、技能講習の手数料の引下げや土日開催、鳥獣被害対策実施隊員等について技能講習を免除するべきではない等の御意見がありました。

頂いた御意見については、警察庁において今後の参考とさせていただきます。